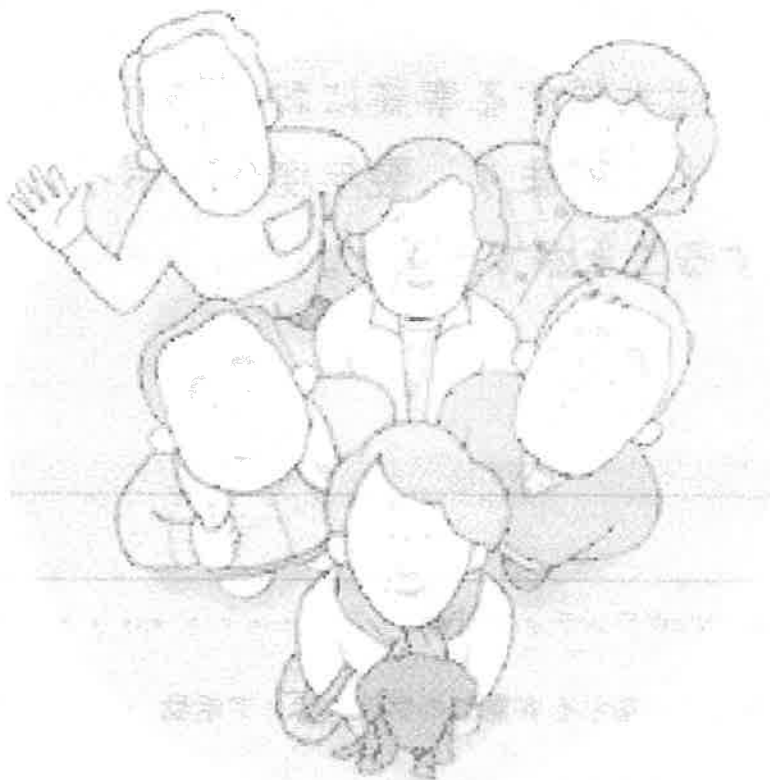


介護予防おうえんポイント制度

～ 介護をささえ、介護をふせぐ ～



社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

渋川市渋川1760番地1 (渋川ほっとプラザ3階)

TEL 0279-25-0500

FAX 0279-25-1721

メール shibukawa-csw@ap.wakwak.com

ホームページ <https://shibukawa-csw.or.jp/>

渋川市介護予防おうえんポイント制度

渋川市内に在住する40歳以上の方に、ご自身の介護予防、健康増進、生きがいづくりの一助としていただきながら、地域の支え手として活躍していただくための、ボランティア活動支援事業です。

この事業は、指定ボランティア活動（市内老人福祉施設や、渋川市が主催又は共催する事業におけるボランティア活動）を行うとポイントが貯まり、翌年度に1ポイント100円相当として換金することができます。

目 次

- | | | |
|---|---------------------------------------|-----------|
| 1 | 老人福祉施設でのボランティア活動 | P 2～P 4 |
| 2 | 渋川市が主催又は共催する事業でのボランティア活動 | P 5～P 7 |
| 3 | ボランティア受入指定施設の登録 | P 8～P 9 |
| 4 | 渋川市介護予防おうえんポイント制度実施要綱
(付属様式の添付は省略) | P 10～P 16 |
| 5 | ボランティア活動保険の説明 | P 17～P 24 |

1 老人福祉施設でのボランティア活動を希望される方

(1) ボランティア登録

① 登録の要件（次のいずれにも該当する方のみボランティア登録が可能です）

- 市内在住の40歳以上の方
- 介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けていない方
- （介護予防・生活支援サービス対象者として）介護サービスを利用していない方
- 介護保険料及び市税の滞納がない方

注意事項	※介護保険料の滞納又は市税の滞納があった場合、その時点でボランティア登録が解除され、未換金の貯留ポイントは失効となります。
	※要支援認定又は要介護認定を受けた場合、その時点でボランティア登録は解除されますが、未換金の貯留ポイントは換金可能です。

② 渋川市社会福祉協議会へ来所のうえボランティア登録

ア 事業説明、登録申請書及びチェックリストの記入、ポイント手帳の交付を行います

注意事項	※ボランティアセンターでボランティア登録をしている方、渋川市介護予防サポーター登録をしている方も、介護予防おうえんポイント事業のボランティア登録が必要となります。
------	---

イ ボランティア活動保険基本プラン（350円）の加入手続きを行います（必須）

注意事項	※保険加入料金250円を自己負担いただきます。 （100円は渋川市社会福祉協議会で負担します）
	※ボランティア活動保険の適用期間は4月1日から翌年3月31日までとなり年度毎に加入が必要となります。なお、年度途中に加入した場合は、加入日の翌日から翌年3月31日までが適用期間となります。
	※介護予防サポーターに登録されている方も加入が必要です。 ※ボランティアセンター等でボランティア活動保険に加入している方、食生活改善推進員として活動されている方は加入不要です。

(2) ボランティア活動内容と日程を決める

受入指定施設へ直接ご連絡していただき、活動内容の確認や日程調整を行ってください。

『受入指定施設一覧』の冊子を参考に、ご自身が行いたいボランティア活動を募集している受入指定施設へ直接お電話してください。

※『受入指定施設一覧』は次の方法により、最新情報を取得いただけます。

- 渋川市社会福祉協議会ホームページを確認 (<https://shibukawa-csw.or.jp/>)
- 渋川市社会福祉協議会へ来所
- 渋川市社会福祉協議会へ電話問合せ（☎0279-25-0500）

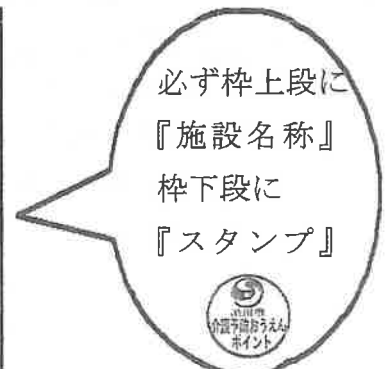
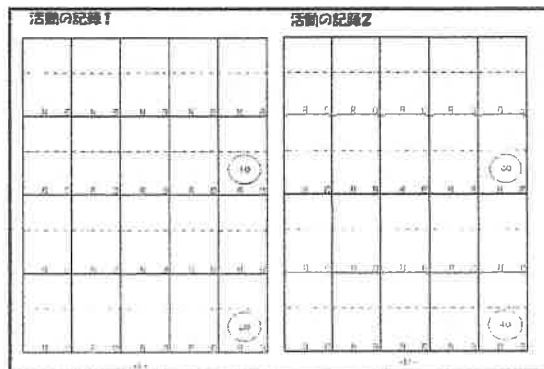
ポイントの対象となるボランティア活動	
1	レクリエーション等（歌、体操等）の指導及び参加支援
2	お茶だし、食堂内の配膳及び下膳等の補助
3	喫茶等の運営補助
4	散歩及び館内移動の補助
5	行事の手伝い（会場設営、利用者の移動補助、芸能発表等）
6	書道、絵画、絵手紙、折り紙等の趣味活動の指導
7	傾聴、話し相手、囲碁将棋等の相手
8	施設内の環境整備（花壇の手入れ及び清掃補助等）
9	その他施設職員とともに行う軽微な補助活動（洗濯物たたみ、裁縫、シーツ交換等）
10	市が主催又は共催する介護予防事業の補助
11	その他市長が適当と認める活動
注意事項	<p>※次の活動については、ポイントの対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターでコーディネートを受けた活動 ・介護報酬に関係する直接的なサービス提供のボランティア ・本来施設職員が行うべき介護サービス提供のボランティア ・受入施設以外でのボランティア活動 ・報酬、謝礼金等が支払われている活動 ・親族に対する活動

(3) ボランティア活動を実施

ボランティア活動当日は、ポイント管理手帳を忘れずにお持ちください。活動終了後に、受入指定施設にポイント管理手帳を提示して、スタンプを押印してもらいます。

注意事項	<p>※1時間で1スタンプ（1日4スタンプが上限）が押印されます。</p> <p>介護予防サポーターの活動は1活動2スタンプとなります。なお、施設やサポーター活動等全ての活動を合わせて1日4スタンプが上限となります。</p> <p>★スタンプの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。</p> <p>※事故が起きた場合は、速やかに渋川市社会福祉協議会へ連絡してください。（ボランティア保険適用の手續等を行います。）</p>
------	--

【スタンプが押印されるポイント手帳】 レイアウトは変更になる場合があります



【ポイント手帳を紛失した場合】

貯留ポイントはすべて失効となります。

再交付をご希望の方は再交付申請を行ってください。なお、再交付した手帳には「再交付」と印字されます。

また、再発行後に使用していた手帳が見つかった場合には、再発行手帳のポイントを使用していた手帳のポイントに合算します。(合算の処理後に再発行手帳は回収・破棄させていただきます。)

(4) ポイントの換金(翌年度)

ポイントは通知等で案内される期間内に申請手続きを行っていただいた後、現金交付又はしづかわ電子地域通貨(渋ペイ)によりお支払いします。

『(5) 次年度の活動手続き』の際に、『ポイント換金申請書(転換交付金交付申請書)』をお渡ししますので、『ポイント手帳』と『本人名義の通帳の写し(渋ペイ利用者は不要)』を添えて、6月末日までに渋川市社会福祉協議会へ提出してください。

ポイント転換金の振込期日	現金交付		しづかわ電子地域通貨(渋ペイ)	
	評価ポイント	換金額	評価ポイント	換金額
4月末までに申請書を提出・・・5月20日				
5月末までに申請書を提出・・・6月20日				
6月末までに申請書を提出・・・7月20日				
※振込日が休日の場合：直後の平日に振込み				
	活動実績スタンプ数			
	1個から9個まで			
	10個から19個まで	10ポイント	1,000円	
	20個から29個まで	20ポイント	2,000円	
	30個から39個まで	30ポイント	3,000円	スタンプ1個に対し1ポイント
	40個から49個まで	40ポイント	4,000円	1ポイントあたり100円
	50個から59個まで	50ポイント	5,000円	
	60個以上	60ポイント	6,000円	

注意事項	※申請書の受付期間は、案内通知で指定された日にちから6月末日までとなります。 ※申請書の受付後、決定通知の送付を行います。 ※換金は年度単位とし、分割換金はできません。 ★ポイントの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。
------	---

(5) 次年度の活動手続き

3月中に渋川市社会福祉協議会へ来所いただき、次の手続き等を行っていただきます。

- ① 新年度のポイント手帳の受取り
- ② 4月1日(新年度)からのボランティア活動保険への加入
- ③ ポイント換金申請書(転換交付金交付申請書)の申請

注意事項	※2月頃に案内通知を送付します。
------	------------------

(6) 個人情報保護

介護予防おうえんポイント事業の活動により知り得た個人情報は、外部に漏洩させることのないよう注意してください。

2 渋川市が主催又は共催する事業へのボランティア活動を希望される方

(1) 渋川市介護予防サポーターに登録（必須）

詳細については、渋川市役所へ問合せください。

☎0279-22-2116

(2) ボランティア登録

① 登録の要件（次のいずれにも該当する方のみボランティア登録が可能です）

- 市内在住の40歳以上の方
- 介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けていない方
- （介護予防・生活支援サービス事業対象者として）介護サービスを利用していない方
- 介護保険料及び市税の滞納がない方

注意事項	※介護保険料の滞納又は市税の滞納があった場合、その時点でボランティア登録が解除され、未換金の貯留ポイントは失効となります。
	※要支援認定又は要介護認定を受けた場合、その時点でボランティア登録は解除されますが、未換金の貯留ポイントは換金可能です。

② 渋川市社会福祉協議会へ来所のうえボランティア登録

ア 事業説明、登録申請書及びチェックリストの記入、ポイント手帳の交付を行います

注意事項	※ボランティアセンターでボランティア登録をしている方、渋川市介護予防サポーター登録をしている方も、介護予防おうえんポイント事業のボランティア登録が必要となります。
------	---

イ ボランティア活動保険基本プラン（350円）の加入手続きを行います（必須）

注意事項	※保険加入料金250円を自己負担いただきます。 （100円は渋川市社会福祉協議会で負担します）
	※ボランティア活動保険の適用期間は4月1日から翌年3月31日までとなり年度毎に加入が必要となります。なお、年度途中に加入した場合は、加入日の翌日から翌年3月31日までが適用期間となります。
	※介護予防サポーターに登録されている方も加入が必要です。 ※ボランティアセンター等でボランティア活動保険に加入している方、食生活改善推進委員として活動されている方は加入不要です。

(3) ボランティア活動を実施

活動内容は、渋川市役所へ問合せください。

☎0279-22-2116

（活動例：ぐんぐん教室、いきいきサロン、老人クラブでの指導活動など）

※1活動で2スタンプが押印されます。
 施設での活動は1時間1スタンプとなります。なお、施設やサポーター活動等全ての活動を合わせて1日4スタンプが上限となります。
★スタンプの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。
※事故が起きた場合は、速やかに渋川市社会福祉協議会へ連絡してください。
 (ボランティア保険適用の手続等を行います。)

【スタンプが押印されるポイント手帳】 レイアウトは変更になる場合があります

【ポイント手帳を紛失した場合】

貯留ポイントはすべて失効となります。

再交付をご希望の方は再交付申請を行ってください。なお、再交付した手帳には「再交付」と印字されます。

また、再発行後に使用していた手帳が見つかった場合には、再発行手帳のポイントを使用していた手帳のポイントに合算します。(合算の処理後に再発行手帳は回収・破棄させていただきます。)

(4) ポイントの換金

ポイントは通知等で案内される期間内に申請手続きを行っていただいた後、現金交付又はしぶかわ電子地域通貨(渋ペイ)によりお支払いします。

『(5) 次年度の活動手続き』の際に、『ポイント換金申請書(転換交付金交付申請書)』をお渡ししますので、『ポイント手帳』と『本人名義の通帳の写し(渋ペイ利用者は不要)』を添えて、6月末日までに渋川市社会福祉協議会へ提出してください。

ポイント換金の振込期日
4月末までに申請書を提出・・・5月20日
5月末までに申請書を提出・・・6月20日
6月末までに申請書を提出・・・7月20日
※振込日が休日の場合：直後の平日に振込み

活動実績スタンプ数	現金交付		しづかわ電子地域通貨（渋ペイ）	
	評価ポイント	換金額	評価ポイント	換金額
1個から9個まで			スタンプ1個に対し 1ポイント	1ポイントあたり 100ポイント
10個から19個まで	10ポイント	1,000円		
20個から29個まで	20ポイント	2,000円		
30個から39個まで	30ポイント	3,000円		
40個から49個まで	40ポイント	4,000円		
50個から59個まで	50ポイント	5,000円		
60個以上	60ポイント	6,000円		

注意事項	<p>※申請書の受付期間は、案内通知で指定された日にちから6月末日までとなります。</p> <p>※申請書の受付後、決定通知の送付を行います。</p> <p>※換金は年度単位とし、分割換金はできません。</p> <p>★ポイントの上限に関わらず、より多くの活動をお願いします。</p>
------	--

(5) 次年度の活動手続き

3月中に渋川市社会福祉協議会へ来所いただき、次の手続き等を行っていただきます。

- ① 新年度のポイント手帳の受取り
- ② 4月1日（新年度）からのボランティア活動保険への加入
- ③ ポイント換金申請書（転換交付金交付申請書）の申請

注意事項	※2月頃に案内通知を送付します。
------	------------------

(6) 個人情報保護

介護予防おうえんポイント事業の活動により知り得た個人情報は、外部に漏洩させることのないよう注意してください。

3 ボランティア受入指定施設の登録 <施設向け説明>

(1) ボランティア受入指定施設の登録要件

渋川市内に所在する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護施設、認知症対応型共同生活介護施設及びその他市長が適当と認める施設

(2) ボランティア受入指定施設として登録する

渋川市社会福祉協議会に来所のうえ、登録手続きを行います。

登録手続の内容
① 事業の説明
② 『渋川市介護予防おうえんポイント活動受入施設等指定申請書』の記入
③ 『渋川市介護予防おうえんポイント活動記録表』の受け渡し
④ 『ボランティアのポイント手帳に押印するスタンプ』の受け渡し

(3) 登録ボランティアの受け入れ

渋川市介護予防おうえんポイント活動受入施設等指定申請書（上記②）に記載していただく内容（受入可能日・受入ニーズ等）を社会福祉協議会ホームページ及び登録ボランティアに配布する『受入指定施設一覧冊子』に掲載します。

登録ボランティアは閲覧のうえ、直接、受入指定施設へ連絡・依頼を行います。（原則として、ボランティア活動の予約は登録ボランティアに直接行っていただきます。）

注意事項	※ホームページ及び『受入指定施設一覧冊子』の掲載内容に変更が生じる場合は、随時渋川市社会福祉協議会へご連絡ください。 ※緊急的な登録ボランティアの受入を必要とする場合は、渋川市社会福祉協議会でマッチングを行いますので、ご連絡ください。
------	--

本事業の対象となるボランティア活動
1 レクリエーション等（歌、体操等）の指導及び参加支援
2 お茶だし、食堂内の配膳及び下膳等の補助
3 喫茶等の運営補助
4 散歩及び館内移動の補助
5 行事の手伝い（会場設営、利用者の移動補助、芸能発表等）
6 書道、絵画、絵手紙、折り紙等の趣味活動の指導
7 傾聴、話し相手、囲碁将棋等の相手
8 施設内の環境整備（花壇の手入れ及び清掃補助等）
9 その他施設職員とともにを行う軽微な補助活動（洗濯物たたみ、裁縫、シーツ交換等）
10 市が主催又は共催する介護予防事業の補助

1 1 その他市長が適当と認める活動

注意事項	<p>※次の活動については、本事業の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターでコーディネートを受けた活動 ・介護報酬に係る直接的なサービス提供のボランティア ・本来施設職員が行うべき介護サービス提供のボランティア ・受入施設以外でのボランティア活動 ・報酬、謝礼金等が支払われている活動 ・親族に対する活動
------	---

(4) 登録ボランティアの受入当日

① 登録ボランティアが所持するポイント手帳にスタンプを押印

スタンプは、1時間につき1スタンプを押印してください(1日4スタンプ上限)

なお、同一日に複数の受入指定施設で活動している場合等においても、全ての活動を合わせて1日4スタンプが上限となりますので、上限に達していた場合は、押印不要となります。

注意事項	※スタンプの上限に関わらず、より多くの活動を行っていただくよう、登録ボランティアへお声かけください。
------	--

【スタンプが押印されるポイント手帳】 レイアウトは変更になる場合があります



② 松川市介護予防おうえんポイント活動記録表へ記録

記録表へ登録ボランティアの活動内容、ポイント押印数等を記録してください。

記録表は3月頃に、FAXによる提出をお願いする予定です。

(提出時期は、松川市社会福祉協議会からFAXでお知らせします。)

注意事項	※記録表は、最終的に登録ボランティアが所持するポイント手帳との照合を行い、換金額の決定や不正の防止を行うための大切な記録となりますので、取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。
------	--

(5) 個人情報保護

介護予防おうえんポイント事業において知り得た個人情報は、外部に漏洩させることのないよう注意してください。

渋川市介護予防おうえんポイント制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45に規定する地域支援事業として市が行う介護予防おうえんポイント制度（以下「制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の目的)

第2条 高齢者による社会参加・社会貢献活動を通じて、高齢者自身の介護予防と生きがいづくりを促進するとともに、高齢者が地域の支え手として活躍できる地域社会づくりを推進することを目的とする。

(制度の内容)

第3条 あらかじめ市長が指定する介護保険施設及び市が主催又は共催する介護予防事業の補助活動等で高齢者自身の介護予防に資する活動（以下「介護予防おうえんポイント活動」という。）を行った場合に、その実績に応じて介護予防おうえんポイント活動評価ポイント（以下「評価ポイント」という。）を付与し、当該高齢者の申請により、付与された評価ポイントに応じた交付金を交付することにより実施する。

(対象者)

第4条 制度の対象となる者は、活動年度内において、介護保険料及び市税の滞納がなく、次の各号のいずれかに該当する者を除いた市内の40歳以上である者とする。

- (1) 法第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業対象者でサービスを利用している者
- (3) 市長が制度の対象者として適当でないと認める者

(制度への登録)

第5条 介護予防おうえんポイント活動を行おうとする者は、渋川市介護予防おうえんポイント制度登録申請書（別記様式第1号）（以下「制度登録申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の制度登録申請書を受理したときは、これを審査し、介護

予防おうえんポイント活動を行うことについての適否を決定するものとする。

3 前項の審査により市長が要件を満たしていると認められた者は、市が開催する介護予防おうえんポイント活動を行うために必要な研修を受講するものとする。

4 市長は、前項に規定する研修を修了した者（以下「制度登録者」という。）を介護予防おうえんポイント制度登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するとともに、介護予防おうえんポイント手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

5 前項の手帳は、事業年度ごとに更新するものとする。

6 制度登録者は、活動中の事故に備えるため、ボランティア活動保険に加入するものとする。

（変更の届出）

第6条 前条の規定により制度登録者は、第5条に規定する制度登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、渋川市介護予防おうえんポイント制度登録変更・廃止届（別記様式第2号）「以下「変更・廃止届」という。」により市長に届け出なければならない。

（制度登録の取消し）

第7条 市長は、制度登録者が第4条に規定する制度の対象者としての要件を欠いたことが確認できたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

（1） 制度登録者が登録の取消しを申し出たとき。

（2） 市長が制度登録者として適当でないと認めるとき。

2 前項第1号の規定による登録の取消しの申請をしようとする制度登録者は、変更・廃止届を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、渋川市介護予防おうえんポイント制度登録取消し通知書（別記様式第3号）により、当該制度登録者にその旨を通知するものとする。

4 前項の通知を受けた制度登録者は、手帳を市長に返還しなければならない。

(秘密保持の義務)

第8条 制度登録者は、介護予防おうえんポイント活動に関し知り得た個人情報その他の秘密事項を他に漏らしてはならない。制度登録者を退いた後も同様とする。

(介護予防おうえんポイント活動対象の指定)

第9条 介護予防おうえんポイント活動の対象となる施設、事業所等の種別及び活動内容は、別表1に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる活動は対象としない。

- (1) 本来施設職員が行うべき介護サービスに係る活動
 - (2) 受入機関以外でのボランティア活動
 - (3) 報酬、謝礼金等が支払われている活動
 - (4) 専ら自身の親族に対する活動
 - (5) 受入機関の主催又は共催事業でないものに対する活動
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めない活動
- 2 制度登録者を受け入れようとする施設等は、渋川市介護予防おうえんポイント活動受入施設等指定申請書（別記様式第4号）により、市長の指定を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請に基づき、指定又は却下したときは、渋川市介護予防おうえんポイント活動受入施設等指定・却下通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

(介護予防おうえんポイント活動実績の記録)

第10条 前条の規定により指定を受けた施設等（以下「受入施設等」という。）は、制度登録者が当該受入施設等で行った介護予防おうえんポイント活動の実績（以下「活動実績」という。）に応じて、一事業年度につき60個を限度に、その活動実績を証するためのスタンプ（以下「活動実績スタンプ」という。）を手帳に押印するものとする。

- 2 前項に規定する活動実績スタンプの押印は、活動時間1時間につき1個とする。ただし、当該介護予防おうえんポイント活動で市が主催または共催する介護予防事業の補助については、1活動単位あたり2個とする。
- 3 介護予防おうえんポイント活動の同一日における活動時間が4時間以上

(市が主催または共催する介護予防事業の補助については、2活動単位以上)の場合又は同一日において複数の受入施設等で介護予防おうえんポイント活動を行った場合は、1日につき4個を限度とする。

- 4 受入施設等は、制度登録者が介護予防おうえんポイント活動を行った活動実績を、市が別に定める様式により市長に報告するものとする。

(評価ポイントの付与)

第11条 市長は、制度登録者が当該年度に行った活動実績に対し、手帳に押印された活動実績スタンプの数及び渋川市介護予防おうえんポイント活動転換交付金交付申請書(別記様式第7号)で選択する交付方法に応じ、別表第2に定める評価ポイントを付与するものとする。

- 2 活動実績スタンプ数及び評価ポイントは、翌年度以降への持ち越し及び第三者への譲渡はできないものとする。

(手帳の再交付等)

第12条 制度登録者が手帳を破損し、又は紛失したときは、渋川市介護予防おうえんポイント活動ポイント手帳再交付申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、手帳の再交付を受けるものとする。この場合において、破損又は紛失した手帳に付された活動実績スタンプ数及び評価ポイントは失効するものとする。

(評価ポイントの転換及び転換交付金の交付)

第13条 制度登録者は、第11条の規定により付与された評価ポイント数に応じ、1ポイント当たり100円又は相当ポイントとして、転換交付金の交付を受けることができるものとする。

- 2 前項の規定により転換交付金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、渋川市介護予防おうえんポイント活動転換交付金交付申請書(別記様式第7号)に手帳を添えて、当該年度の翌年度の6月末日までに市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められる場合は転換交付金を交付するものとする。

- 4 転換交付金の交付にあたっては、渋川市介護予防おうえんポイント活動転換交付金交付決定通知書(別記様式第8号)により申請者に通知するも

のとする。

(事業の委託)

第14条 市長は、制度の実施に当たり、必要な業務の全部又は一部を社会福祉法人その他市長が適当と認めた団体に委託することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第9条関係）

介護予防おうえんポイント活動の対象となる施設等及び活動内容

受入機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市に所在する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護予防通所介護事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 渋川市 3 その他市長が適当と認めるもの
ボランティア活動の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 レクリエーション等（歌、体操等）の指導及び参加支援 2 お茶だし、食堂内の配膳及び下膳等の補助 3 喫茶等の運営補助 4 散歩及び館内移動の補助 5 行事の手伝い（会場設営、利用者の移動補助、芸能発表等） 6 書道、絵画、絵手紙、折り紙等の趣味活動の指導 7 傾聴、話し相手、囲碁将棋等の相手 8 施設内の環境整備（花壇の手入れ及び清掃補助） 9 その他施設職員とともに行う軽微な補助活動（洗濯物たたみ、裁縫、シーツ交換等） 10 市が主催又は共催する介護予防事業の補助 11 その他市長が適当と認める活動

別表第2（第11条関係）

評価ポイントの付与基準

活動実績スタンプ数	付与する評価ポイント	
	口座振込	デジタル通貨
1個から9個まで		活動実績スタンプ数1個に対し評価ポイント1ポイント
10個から19個まで	10ポイント	
20個から29個まで	20ポイント	
30個から39個まで	30ポイント	
40個から49個まで	40ポイント	

50個から59個まで	50ポイント	
60個	60ポイント	

ボランティア活動保険

(<https://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



ボランティア活動中の
さまざまな事故による「ケガ」や
「損害賠償責任」を補償します
さらに後遺障害もフルカバー^(※)
なので安心!

(※)後遺障害保険金は、後遺障害等級1級から14級までの
すべてがお支払いの対象になります。



社会福祉
法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループなどが加入申込人(加入対象者)となり、ボランティア個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（加入対象者）（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

(※)団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体です。なお、登録の方法は最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。

(※)営利企業名（株式会社・有限会社等）による加入も社員の自由意思に委ねる活動であれば可能ですが、企業の営利事業の一環として行う活動は対象外となりますので、ご注意ください。

被保険者（保険の補償を受けられる方・ご加入者）

(ケガの補償)：ボランティア個人

(賠償責任の補償)：ボランティア個人、ボランティアの監督義務者^(※1)、NPO法人^(※2)

(※1)ボランティアがお子さまなどの未成年者で責任能力がない場合には、監督義務者が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

(※2)ボランティアがNPO法人に所属している場合、ボランティア活動中の事故により、NPO法人が法律上の損害賠償責任を負われる場合があるため、被保険者としています。

対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」で、次の①から③までのいずれかに該当する活動とします。

①グループの会則に則り企画、立案された活動であること。
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)

②社会福祉協議会に届け出た活動であること。

③社会福祉協議会に委嘱された活動であること。

※ボランティア活動のための学習会または会議などを含みます。

※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(帰宅途中の買い物など、ボランティア活動と別の目的をもって行動を開始した時点で補償は終了します。自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

対象とならないボランティア活動

◎自発的な意思による活動とは考え難いもの

(例) ●学校管理下にある先生、生徒のボランティア活動
●道路交通法違反者による行政処分としてのボランティア活動
●免許、資格、単位取得やインターンシップを目的としたボランティア活動 など

◎PTA、自治会、町内会、老人クラブ、子ども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの事業(組織活動)や団体構成員の親睦のための活動

(例) ●団体の当番制・輪番制の活動、団体の総会、レクリエーション など

◎有償のボランティア活動(交通費、昼食代、活動のための原材料費などの実費の支給については無償とみなします。)

(例) ●報酬が時給・日給・月給などで支払われる場合

⇒ ボランティア団体・グループで有償のボランティア活動(福祉サービス)をされる場合は「福祉サービス総合補償」をご利用ください。

◎自宅でを行う活動

◎企業等の営利事業の一環として行う活動や、業務出張等を含む業務として行うボランティア活動

◎企業活動、経済活動、プロスポーツチーム、音楽イベント等のサポートのためのボランティア活動

◎保険上対象外となっているボランティア活動

(例) ●海難救助または山岳救助ボランティア活動
●銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
●野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動 など

※スポーツ活動などにおいて、試合や練習に競技者として参加する場合は対象になりません。(ただし、スポーツを教える活動や福祉目的のスポーツを見せる活動などの場合は対象になります。詳しくは最寄りの社会福祉協議会までお問い合わせください。)

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により死傷された場合や、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の物^(※1)を壊したこと等により法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

◆ボランティア自身の食中毒(O-157など)や特定感染症^(※2)も補償します。

◆熱中症(日射病や熱射病)補償の対象となります。

◆天災・地震補償プランでは、基本プランにおける補償に加え、天災(地震、噴火または津波)による死傷も補償します。(賠償責任の補償は基本プランと同じです。)

◆台風などの風水害による死傷は、基本プランでも補償されます。

(※1)ボランティア活動に伴って占有、使用または管理する保管物を含みます。

(※2)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2023年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

補償期間（保険期間）

令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時までとなります。

中途加入の場合は、加入申込手続き完了日の翌日午前0時から令和7年3月31日午後12時までとなります。

保険金をお支払いする主な場合

(1)ケガの補償



ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。



活動中、熱中症になり通院した。



災害ボランティア活動中、飛び出していたクギを踏みケガをして通院した。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

(2)賠償責任の補償



活動中、誤って車いすを転倒させお年寄りにケガを負わせた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落として壊した。



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガを負わせた。

保険金をお支払いできない主な場合

(1)ケガの補償

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③脳疾患、疾病または心神喪失
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ⑤地震、噴火または津波（ただし、天災・地震補償プランご加入の場合は補償の対象となります。）
- ⑥核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ⑦頸(けい)部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※)のないもの
- ⑧妊娠、出産、早産または流産
- ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山など危険な運動を行っている間の事故
- ⑩職業または職務に従事している間の事故

など
(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(2)賠償責任の補償

- ①故意
- ②地震、噴火または津波による事故
- ③核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ④心神喪失に起因する事故
- ⑤航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故
- ⑧医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故
- ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故

※自動車による事故は、加入者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。（自動車保険でのお支払いとなります。）
※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているものをいい、原動機付自転車・ブルドーザー・パワーショベル・ユンボ・フォークリフト・クレーン車などを含みます。

加入申込手続き

①所定の「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえ、保険料を添えて、最寄りの社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。（名簿の書式は問いませんが、個々の加入者氏名と加入プランを明記してください。）

※地方公共団体、法人の場合は必ず公印、法人印をご捺印ください。

※必ずパンフレットの「重要事項等説明書」を確認し、「個人情報の取扱いについて」に同意したうえでお申込みください。また、2口以上の加入者がいないこともご確認ください。

②社会福祉協議会がその内容を確認、受付印を押印し、保険料を受領することによって加入申込手続きの完了とします。

③「加入申込書」の2枚目に社会福祉協議会の確認印が捺印されたものが「加入証」となります。大切に保管してください。

※加入申込人は2口以上加入される被保険者がいないことをご確認の上、お申し込みください。

※誤って複数口加入を行ってしまった場合は、手続きを行った社会福祉協議会までお申し出いただき、後から加入した方の取消（保険料返金）手続きを行ってください。

補償金額（保険金額）・保険料（1名あたり）

重要 令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、従来の加入プランから「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとしました。

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用 熱中症危険補償特約セット

保険金の種類	補償プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から補償(※)		
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○	
	賠償責任保険金(対人・対物共済)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	

※特定感染症についても10日間の免責期間がなくなくなり、補償開始日から補償対象となりました。
 なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

- 基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆補償期間（保険期間）の途中で加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティア（メンバー）の交替や加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

お支払いする保険金の内容

保険金の種類	補償内容																														
死亡保険金	ボランティア活動中の事故（以下「事故」といいます。）によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額$																														
後遺障害保険金	〔後遺障害保険金の支払割合変更に関する特約条項〕 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 $後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 \times 後遺障害の程度に応じた割合(2\% \sim 100\%)$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>後遺障害等級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> <th>9級</th> <th>10級</th> <th>11級</th> <th>12級</th> <th>13級</th> <th>14級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払割合</td> <td>100%</td> <td>89%</td> <td>78%</td> <td>69%</td> <td>59%</td> <td>50%</td> <td>42%</td> <td>17%</td> <td>13%</td> <td>10%</td> <td>7.5%</td> <td>5%</td> <td>3.5%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%
後遺障害等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級																	
支払割合	100%	89%	78%	69%	59%	50%	42%	17%	13%	10%	7.5%	5%	3.5%	2%																	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $入院保険金の額 = 入院保険金日額 \times 入院日数(事故の発生の日から180日以内)$																														
ケガの補償 手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) $<入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 10(倍)$ $<外来で受けた手術の場合>手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 5(倍)$ (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。																														
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $通院保険金の額 = 通院保険金日額 \times 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)$ (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したもののみとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。																														
特定感染症の補償について	〔特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項〕 特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。																														
賠償責任の補償 賠償責任保険金	日本国内において、ボランティア活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたり、人格権を侵害してしまったこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。																														

重要事項等説明書

ボランティア活動保険 契約概要と注意喚起情報

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 [加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。]

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品仕組み：この商品はボランティア活動保険普通保険約款に各種特約をセッしたものです。
- 保険契約者：社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 保険期間：令和6年4月1日の午前0時に始まり、令和7年3月31日の午後12時に終わります。
- 申込締切日：保険期間開始の前日。ただし、大規模災害特例が適用される災害に関するご加入については、保険期間開始の当日。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料はパンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティアセンター・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ・団体
- 被保険者：【ケガの補償】 ボランティア個人
【賠償責任の補償】 ボランティア個人、ボランティアの監督義務者、特定非営利活動法人
- お支払方法：専用の払込用紙を使用し、払込み（一括払）いただきます。

- お手続方法：加入申込書に必要事項をご記入のうえ、市区町村社協または都道府県社協の担当窓口へご提出ください。
- 中途加入：令和6年4月1日以降の中途でのご加入は、随時受付しています。その場合の保険期間は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から令和7年3月31日午後12時までとなります。なお加入手続きの完了とは、加入申込を受付けた社協が加入申込書の内容を確認した後、受付印を押印し、保険料を受領したときとします。
- 団体割引：団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 過去の事故歴等によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者（補償の対象となる方）が、この保険の対象となる活動従事者中および往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合、ボランティア活動に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸出した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を含みます）。
 「熱中症危険担保特約条項」がセッされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。
 （注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について
 ●「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 ●「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 ●「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 （注）靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセッしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンクグライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
後遺障害保険金	〔後遺障害保険金の支払割合変更に関する特約条項〕 事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の2%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。 $後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 \times 後遺障害の程度に応じた割合 (2\% \sim 100\%)$	
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $入院保険金の額 = 入院保険金日額 \times 入院日数 (事故の発生の日から180日以内)$	
ケガの補償 手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） $＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 10 (倍)$ $＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額 = 入院保険金日額 \times 5 (倍)$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手の整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $通院保険金の額 = 通院保険金日額 \times 通院日数 (事故の発生の日から180日以内の90日限度)$ （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含まれません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合 〈前ページより続きます〉
ケガの補償	特定感染症の補償について	<p>【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約】 特定感染症(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。 (※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2023年11月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。</p>	
賠償責任の補償 (活動者個人)		<p>日本国内において、保険の対象となる活動に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p>	<p>①故意 ②地震、噴火または津波 ③核燃料物質の有害な特性による事故 ④心神喪失に起因する事故 ⑤航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 ⑥被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故 ⑦人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故 ⑧医療品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故 ⑨専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故 など</p>

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary-insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei_sensiniryu_kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知事項)

●保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

★加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

●保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●保険契約後、告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。なお、被保険者の入替はできません。また、中途解約による解約返戻金もありませんので、ご注意ください。

■次のような場合には、あらかじめ取扱代理店までご連絡ください。

加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

<重大事由による解除等>

●保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など

ケガの補償および活動従事者個人の賠償責任 ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

	必要となる書類	必要書類の例
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等など 営業状況を示す帳簿(写)
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返金等

この保険から中途脱退（解約）される場合、保険料の返戻はありません。また、ボランティアの入替や加入プランの変更はできません。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社（幹事） 85% 東京海上日動火災保険株式会社 15%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返戻金等の9割（注）までが補償されます。
 (注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身で確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

<input type="checkbox"/> 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約	<input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法
<input type="checkbox"/> 保険金額	<input type="checkbox"/> 満期返戻金・契約者配当金がないこと
<input type="checkbox"/> 保険期間	
- 2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。
 パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。
 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」はお客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

- 指定紛争解決機関
 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808 <通話料有料>
 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいていた有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）
 ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入証（加入申込書2枚目）は大切に保管してください。

事故が起こったら

ただちに、加入申込手続きを行った社会福祉協議会に、次の事項をご連絡ください。

- ①ボランティアの氏名、住所、連絡先 ②事故発生の日時、場所 ③事故の原因、状況
④ケガの程度、病院名（傷害事故） ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）

※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

※賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

※大規模災害特例によりWEBで加入した場合は、活動先の社会福祉協議会またはボランティアセンターにご連絡ください。

ボランティア活動前後にチェックしてみましょう。

すべてに☑が入ることをめざしましょう。

【活動に行く前のチェック】

- 活動内容、活動場所の詳細を確認した。 自宅から活動場所までの所要時間を確認した。
 自分でできること、できないことの分析はしてある。 体調は万全（普段通り）だ。

【持ち物・服装のチェック】

（用意しましょう。）

- 運動靴 軍手 帽子 タオル ハンカチ ティッシュペーパー 雨具
 着替え 筆記用具 水筒（飲み物） 救急セット 本人確認書類 携帯電話

（必要に応じて用意しましょう。）

- 懐中電灯 携帯ラジオ ヘルメット 鉄製のインソール マスク

【活動開始前・活動中の注意】

- 責任者からの注意事項の説明を受けた。 緊急時の避難場所、避難ルートを確認した。
 段差や障害物になり得るものの場所を確認した。 休憩時間を確認した。（適宜取得可能が望ましい。）
 準備運動をした。

【活動後】

- 後片付けをした。
 活動を通じてヒヤリとしたこと、ハットしたことのメモをとった。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに掲載・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。

●この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社及び引受割合につきましては、取扱代理店にご確認ください。

お問い合わせは

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-4667

FAX 03-3581-4763

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

団体契約者



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル

TEL 03-3581-7820

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

引受損害保険会社

（幹事保険会社）

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（共同引受保険会社）

東京海上日動火災保険株式会社

